

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表1 (修正申告用) (平成27年分以降用)

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在地番	①	②	③	④	⑤	⑥
			取得者の持分に応ずる面積 ㎡	取得者の持分に応ずる宅地等の価額 円	特例の適用を受ける取得者の氏名	①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積 ㎡	課税価格の計算に当たって減額される金額 円	宅地等について課税価格に算入する価額(②-⑤) 円

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。

2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 「限度面積要件」の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち小規模宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の各欄に面積を記入することにより判定します。

小規模宅地等の種類		① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
A	下記⑨の小規模宅地等の面積の合計	[下記3の⑩の面積の合計] ㎡	[下記3の⑬の面積の合計] ㎡	[下記3の⑭の面積の合計] ㎡	[下記3の⑮の面積の合計] ㎡
B イ ロ	限度面積	[①のAの面積] ≤ 330㎡ ㎡	[②のA及び③のAの面積の合計] ㎡ ≤ 400㎡		
	限度面積	[①のAの面積] ㎡ × $\frac{200}{330}$ +	[②のA及び③のAの面積の合計] ㎡ × $\frac{200}{400}$ +	[④のAの面積] ㎡ ≤ 200㎡	

(注) 限度面積は、特例の適用を受ける小規模宅地等の種類(「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じ、B欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

↓ (上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。)

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始の直前の事業	⑨ 小規模宅地等の面積 ㎡	⑩ 小規模宅地等の価額 円 $(② \times \frac{⑨}{①})$	⑪ 割合	⑫ 小規模宅地等について減額される金額 円 $(⑩ \times ⑪)$
被相続人宅地等の等	⑬ 特定事業用宅地等						80	
	⑭ 特定同族会社事業用宅地等						100	
	⑮ 貸付事業用宅地等						50	
被相続人等の等	⑯ 特定居住用宅地等						80	
							100	

(注) 1 ⑨欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

2 ⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、飲食サービス業、法律事務所、貸家のように具体的に記入します。